

平成 27 年度第 3 回高知県障害者施策推進協議会の概要

1 日 時 平成 28 年 2 月 22 日 (月) 14:00～16:15

2 場 所 高知城ホール 4 階 多目的ホール

3 出席者

【委 員】岡本委員、小田切委員、片岡委員、黒田委員、杉本委員、竹島(春)委員、
田村委員、津野委員、西村(利)委員、西村(博)委員、平野委員、
福井委員、藤原委員、松本委員、南委員 (20 名中 15 名出席)

【事務局】井上地域福祉部副部長、梅森障害保健福祉課長 他

4 議事内容

(1) 障害者差別解消法に基づく対応要領について

事務局から障害者差別解消法に基づく職員対応要領の素案を説明した後、質疑応答を行った。

(2) 平成 28 年度障害者施策の概要について

事務局から平成 28 年度障害者施策の概要について説明した後、質疑応答を行った。

【質疑応答要旨】

(1) 障害者差別解消法に基づく対応要領について（知事部局、その他）

(委員)

- ・保健所の待合場所で、長椅子に座るのではなく、横になって休みたい場合がある。目隠しのための衝立があるといいと思う。

(委員)

- ・県庁舎にはリフトとスロープがあるが、もし無かった場合、障害者差別解消法では差別にあたるのか。

(事務局)

- ・事前的改善措置についてはバリアフリー法で規定されており、計画的に推進されることが望ましいとされる項目。

(委員)

- ・もしスロープ等が設置されておらず、車椅子を利用する方から設置の要望があった場合、予算が無ければ「過重な負担」になるのか。

(事務局)

- ・少し時間をいただき、予算措置等させていただく。
高知県の場合、「ひとにやさしいまちづくり条例」で、公的施設だけではなく民間施設もバリアフリーの対象となっており、新築や改築の場合はその都度チェックをしている。少しずつだが、バリアフリーの施設は増えてきている。

(委員)

- ・聴覚障害の方が県に行った場合、手話通訳者がいないので筆記など他の方法で対応していると思うが、十分に通じないという状況がある。これは先ほどのスロープやリフトの話と違うことなのか。

(事務局)

- ・対応要領でいくと、「意思疎通の配慮」になる。

(委員)

- ・「配慮」なのか。

(事務局)

- ・本来はどんな状態の方とも理解ができるようにしなければいけない。

(委員)

- ・合理的配慮に全部突っ込みすぎではないか。県庁には身体障害の方も、聴覚障害の方も、視覚障害の方も、知的障害の方も訪れるのがスタンダードな人たちである。例えば知的障害の方で言うと、ドロップトークなどコミュニケーションツールを使えばコミュニケーションがとれる方もいれば、別の方は絵カードを使わなければコミュニケーションがとれない。これが合理的配慮なのではないかと思うが、スタンダードな面も合理的配慮の方で説明されているように思える。

スロープやリフトは車椅子の方が必要だということで設置したと思うが、知的障害の方はどうしてそれに代わるようなものを作ってもらえないのか。前回もこの対応要領では知的障害者の存在感が薄いように感じると話したが、やはり気になる。

(会長)

・県はハード面では予算に限りがあるため、出先機関を含めて毎年1億円で庁舎の改修、バリアフリー化を進めてきた経緯がある。聴覚障害の方への対応については、手話の研修をやっていたときもあり、そういうコミュニケーション手段ができるだけとれるような対応を今後もやっていこうと、ここでも議論されたと思う。

・知的障害の方が来た場合にどうやってコミュニケーションをとるのか。対象となる知的障害の方の特性に応じて違ってくるし、職員研修をしないとすぐにはわからないと思う。つまり、そういう障害特性に応じての対応は、どういう障害であってもやっていくことは同じであるだろうということ。ただ、それにはやり方や時間など当然違いが出てくるが、その辺りをどう考えて取り組もうとしているのか。

(委員)

・高知県は、この差別解消法に対応できるような準備が十分整えられているのか。もし整えられていなければ、必要に応じて見直すのではなく、定期的に1年ごとぐらいに検討が必要ではないか。

(事務局)

・まだまだこの対応要領も十分であるとは考えていない。合理的配慮の実例など、もう少し噛み砕いた内容のマニュアルを作成しているところ。実際の対応を通じて蓄積していき、関係する皆様のご意見を聴きながら事例を積み重ねていきたい。

(委員)

・大枠はそれでいいと思うが、ロードマップなどを作りながら、「今年度はここまで進んだ」「今後の課題はどうだ」ということをきちんと我々の目の前で報告して、こちらの意見も言わせてもらって進んでいくべきではないかと思う。

・障害特性において、この人しかこういう方法が利用できないというものが合理的配慮に入るのでは。障害特性の共通したスタンダードなところを合理的配慮に入れてしまうと駄目なのではないか。

(事務局)

・当たり前だとされるものが合理的配慮の事例として入っている部分が多いが、今後それに対応できるよう職員の研修等をやっていきたい。

(委員)

・これまでにある程度対応できる状況があって、今回きちんと整理して要領を作るということなら分かるが、それができていない状況で、聞こえない人に対応できるようにするためにどうするのかをはっきり明記してほしい。今、目の前にいる手話通訳者と同じくらいの対応ができるようになるには、10年ぐらいの年月がかかる。「ただ書けばいい」というような対応では納得できない。

(事務局)

・手話は非常に大切なツールであるが、まだそこまでできていない。習得するのに非常に時間がかかることもあり、通訳派遣なども考える必要があるが、職員で少しでも対応できるよう努めていきたい。

(委員)

・高知県内には5万数千人の障害者がいるが、5万数千人の合理的配慮の例を書くのは無理だとしてもそれをどう5万に近づけていくのか。県だけではなく民間も含めて、もう少し議論が必要なのではないかと思う。

(委員)

- ・会議について「ゆっくり丁寧な進行を心がける」とあるが、今話を聞いていて非常に高度な発言があり、もっと皆に分かるような言葉で言ってほしい。
- ・県の公開の会議の傍聴に行った際、「どなたでもどうぞ」という感じではなく、名前や傍聴の理由などを聞かれ、嫌な思いをしたことがある。障害者に対しても一般の県民に対しても相手の立場に立った対応をお願いしたい。

(事務局)

- ・公開の会議については、名前を書きいただくことはあっても、来られた理由までお聞きすることはない。
対応要領については、説明等も国の要領をもとに作成しているので言葉が難しい部分もあるが、個々の具体の対応についてはそれぞれの特性に応じて、丁寧な対応に努めていきたいと思う。

(委員)

- ・対応要領の具体例の最初に、来庁された当事者に「どんな支援をしてほしいか」をまず聞くことを入れてはどうか。その最初のコミュニケーションを取るためには何か一定の研修が必要だと思うが、具体例をたくさん書くよりもこの一言でかなり解決すると思う。

(事務局)

- ・庁舎内などで困っている方がいたら、県職員であることと名前を告げて「何か手伝うことはありますか」とお聞きするというようなことは、現在作成中の実務的な対応マニュアルに明記して、研修に使用していきたいと思う。

(会長)

- ・全体を通して言えることは、皆さんの意見の根底には、対象となる方の立場になってどうしていったらいいのかという視点が十分に感じられないというのがあるように思う。一番大事にすべきその視点を事務局はもう一度考えていくことが必要。
今日の意見を踏まえて、事務局として対応要領をどう修正していくのか、あるいは具体的にどう対応していくのかを考えていただきたい。また、この会で進捗状況等の報告をしていただき、皆さんに意見を伺って、次のステップに進めていくというような対応をお願いしたい。

(2) 障害者差別解消法に基づく対応要領について (県立学校)

(委員)

- ・手話通訳について、「28年度から学校の要請に応じ、県教育委員会事務局が臨時雇用する」とあるが、特に聴覚障害者協会とも相談なく、教育委員会が独自で臨時雇用するということか。

(事務局)

- ・卒業式や入学式などでの保護者からの要望や、職員が手話通訳を必要とする場合もあり、それに対して予算措置をし、聴覚障害者の団体とも連絡を取り合いながら派遣をする。

(委員)

- ・特別支援学校や特別支援学級で、知的障害のある生徒の意志決定の教育はどのように進めるのか。大人になった知的障害の方は、意志決定することに慣れていない人たちが多く存在すると思われ、特に障害の重い方は意志決定できないだろうという

社会の偏見もあり、その必要性が本人に伝わっていかなかったらと思う。今はさまざまなコミュニケーションツールが出てきているが、この4月から使う予定があるのか。

(事務局)

- ・意志決定の力をまず子どもにつけていくことが重要であると考えている。今いろいろな支援ツール、意志表明のツールがあり、各学校で教職員、保護者と話をしながら「その子に合ったものを」ということで進めていくようになっている。今後18歳からの選挙のこともあり、その子どもさんがどういうふうに意思表示し、決定していくかという部分も、学校を含めてこれから勉強していくことを計画している。

(委員)

- ・何人かの先生から障害者と選挙制度の関係についての問合せがあり、分かる範囲でアドバイスはしたが、やはり意志決定の問題がすごく難しいという話もあったので、来年度に向けて選挙管理委員会と教育委員会が相談して研修会等をやってもらいたい。

(事務局)

- ・高等学校ではそういった研修を行っている。特別支援学校も選挙管理委員会から情報をもらい、どういった研修ができるのかを聞き取りし、各学校にお知らせしているところ。どのように連携を深めていくかは今後のことになるが、努力したい。

(3) 平成28年度障害者施策の概要について

(委員)

- ・あったかふれあいセンターの説明をした人は、センターを見に行ったことがあるか。
- ・療育福祉センターの建替について、進捗状況を教えてほしい。

(事務局)

- ・あったかふれあいセンターは数が多いため、割合的には少ないがいくつか見に行ったことがある。
- ・療育福祉センターの新しい建物は、北棟と南棟の2つの建物で構成され、現在第1期である南棟の工事を行っており、今年の夏頃に完成予定。今年の秋以降、現在診療を行っている建物を壊したところに北棟を建設していく。

(委員)

- ・昨年9月に土砂災害のハザードマップが出されたが、点字や音訳など視覚障害者が分かるようなかたちでは出ていなかった。来年度は出ないのか。

(事務局)

- ・来年度予算について全庁照会をした際に回答が無かったため、おそらく作成しないと思う。

(委員)

- ・意思疎通支援事業の予算が少し増えていると思うが、その中に音訳は入っているのか。

(事務局)

- ・ハザードマップの音訳については、これまでの事業の中でやっていく。

(委員)

- ・これまではどういったかたちだったのか。

(事務局)

- ・主に高知市の点字図書館で行っている対面朗読、あるいは点訳・音訳サービスなどになるかと思う。

(委員)

- ・ハザードマップについては、地域の中で説明していく必要があると思う。音訳者派遣については、厚労省の資料によると全国 170 の自治体で行われているとあるが、高知県ではほとんど無いようなので今後検討していただきたい。

(委員)

- ・障害者計画の中で、小学校、中学校、高等学校のバリアフリー化を進めると書いてもらったが、次の会でいいので、どのくらい進んだのか教えてほしい。
- ・全国でも障害者雇用関係の予算が少ない中で、高知県は頑張っているとは思いますが、労働局もいろいろな施策を高知に呼び込んでもらいたい。
- ・発達障害については毎年新規事業が出てきているが、発達障害の子どもを抱える家族の大変さもわかったうえで、同じくらい障害の重い子どもを抱えて、自分の健康を害しながら子育てしているお母さんたちにも、是非何か手を差し伸べてほしいと思う。来年度以降の予算に向けて、例えば障害の重い子どものお母さんの相談会などを検討してもらいたい。

(会長)

- ・重度心身障害児への対応は、今までもいろいろなことをやってきているが、さらにニーズを汲み取った施策展開をお願いしたい。

(事務局)

- ・前にも少しお話させてもらったが、発達障害の方は街の中にたくさんいるので、警察と消防の方に理解してもらいたいというのが今の一番の思い。障害があつたりハンデがあることの見極めからできないと、難しいと思う。研修、啓発などが具体的にあれば教えてもらいたいし、勉強会などを行う場合は是非協力させていただきたい。
- ・他の部署も「研修します」だけではなく、具体的にどういうことをどれだけしたのかをこれから随時教えてもらいたい。

(事務局)

- ・どういった方を講師に招いて研修を行うかなど、具体的な計画はまだ策定していない。まずは幹部の意識改革を図っていく必要があるというところで、2月23日に県本部の幹部を集めた会があるので、その中で協議する予定である。
現場での対応については、事件・事故の場面では誰もが大体慌てたりして、警察官の職務質問にきちんと答えられることはまずないと思う。さらに障害のある人は難しいと思うので、初歩的などころから特性を理解していくために、一歩ずつ進めていきたいと考えている。